

### 子育て世帯への 給付金支給

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するために、18歳以下の児童に給付金を支給します。**給付額** 児童1人当たり5万円**対象** 次の該当児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い人(児童手当受給者もしくはそれに準ずる人)①令和3年9月分の児童手当支給対象児童(11月30日時点で児童手当の新規申請が完了している場合を含む)②令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～18年4月1日生まれ、ただし保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合のみ)③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)で、12月1日時点で児童手当の新規申請が完了していない児童

※児童手当について、特例給付の受給者は給付金の対象外**申請手続き** ①申請不要 ②③申請が必要

※公務員など、市から児童

手当の支給を受けていない人は申請が必要です

**支給時期** ①年内に支給 ②③後日申請に関する案内通知を発送します

**その他** 市での児童手当受給歴がない場合、通知が届かない可能性がります。不明な人は問い合わせてください

**問い合わせ** 子ども課(☎2286)

### 親子スキー教室

**日時** 令和4年2月11日(祝)  
**会場** 群馬みなかみほうだいぎスキー場(利根郡みなかみ町)

**集合場所** たらん藤岡

**対象** 県内在住のひとり親家庭の親子(高校生以下)・寡婦**定員** 親子合わせて50人(抽選)

**参加料** ①大人(母(父)子(父)) ②4000円 ③大人(非会員) ④5500円 ⑤子ども(高校生以下) ⑥3000円

⑦3歳未満の乳幼児 ⑧1000円(バス代・保険料・スキー教室参加料を含む)

※昼食代・用具レンタル料は自己負担

### 就学援助制度

経済的な理由で子どもを小・中学校へ通学させることが困難な世帯に対して、経費の一部を援助します。学用品費・給食費などの経費が対象で、一定の基準に基づいて認定します。

※認定要件や申請方法などの詳細については、各学校から配布される「就学援助制度のお知らせ」を確認してください

**申し込み** 市内小・中学校にある申請書に必要事項を記入し、その他必要書類とともに子どもが在籍中の学校へ**問い合わせ** 子どもが在籍中の学校・学校教育課(☎58212)

の学校・学校教育課(☎58212)

**粗大ごみ有料回収**



**収集日** 1月17日・24日の月曜日の午後(各日先着6人)

**収集品目** 家具・自転車など

**収集制限** 各家庭4点以内

**料金** 1kg当たり33円(消費税込み)

**申し込み・問い合わせ** 12月22日(水)から電話で清掃センター(☎28305)へ

### 選挙啓発ポスター入賞者

たくさんのご応募ありがとうございました(応募総数266点)。

**金賞** 櫻井夢栞(小野小2年)・近藤初音(藤岡第一小5年)・黒澤湮(神流小6年)・富谷萌(北中1年)・五十嵐至(東中2年)・土谷比菜(西中3年)

※たらん藤岡花の交流館で

### 藤岡市シルバー人材センター会員募集

**問い合わせ** シルバー人材センター(☎2151)

働く意欲のある60歳以上の健康な人なら誰でも会員になれます。入会説明会に気軽に参加してください。

**入会説明会** 毎月第4水曜日の午前10時(祝日の場合は翌日)

**会場** シルバー人材センター**会費** 年3000円(月割り有り)

**互助会費** 年5000円

**60の「たい」を応援します**

- ▽健康で元気に暮らしたい
- ▽気軽にできる仕事をしたい
- ▽時間を有効に活用したい
- ▽生活費の足しにしたい
- ▽知識経験を活かしたい
- ▽人の役に立つことをしたい

**仕事は簡単なものです**

剪定・草刈り・農作業・公共施設の受け付けのほか、家事の経験が生かせる仕事もあります。

**作業の単価**

1時間当たり870円、1200円程度で、作業内容別に単価を定めています。

こんなお仕事をしています(草むしりの例)

**午前8時** 現場到着

- ・準備、作業開始

**正午** お昼休憩

**午後1時** 作業再開

- ・適時休憩
- ・片付け

**午後4時** 作業終了

- ・作業日報に依頼人の確認をもらう
- ・日報を事務所に提出

**会員に聞きました**

**Q** 入会のきっかけは?

**A** 生活費を補うことに併せて、元気に健康で暮らしたいから

**Q** 入会してよかったことは?

**A** 作業後のお客様の喜ぶ声と、きれいになった庭を見た時の充実感

**Q** シルバー人材センターに期待したいことは?

**A** これからも会員が安心して働き続けられること

### 市街化調整区域内の 開発行為基準改正

開発許可に関する基準が改正され、令和4年4月1日(金)から、市街化調整区域内で想定浸水深3.0m以上の浸水ハザードエリアでは「分家住宅」「既存宅地内建物」「指定集落内建物」の基準を用います。該当する土地に住宅などを建てる計画のある人は早めに相談してください。

**問い合わせ** 都市計画課(☎2827)

### 総合学習センター 定期使用団体登録受付

令和4年度に年間を通して総合学習センターを定期使用する団体は登録が必要です。

**登録受け付け**

**日時** 令和4年1月6日(木)～18日(火)午前9時～午後5時(16日(日)を除く)

### 鬼石多目的ホール 定期使用団体登録受付

令和4年度に年間を通して鬼石多目的ホールを定期使用する団体は登録が必要です。

**登録受け付け**

**日時** 令和4年1月15日(土)～30日(日)午前9時～午後5時(月曜日を除く)

**受付場所** 鬼石多目的ホール**提出書類** 登録申込書(指定用紙)・団体会員名簿など

※指定用紙は鬼石多目的ホール・生涯学習課にあります

**申し込み・問い合わせ** 鬼石多目的ホール(☎3011)

### 政治家の寄付は禁止

年末年始は贈り物やお祝いをする機会が多い時期ですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

**禁止行為** ①お歳暮・お年賀など②病氣見舞い③葬式の花輪・供花、落成式・開店祝い④花輪⑤入学祝い・卒業祝い⑥秘書などが代理で出席する結婚祝い、葬式の香典⑦お祭りへの寄付や差し入れ⑧地域の運動会など行事への飲食物の差し入れ⑨町内会の集金などへの寸志や差し入れ⑩政治家の後援会が花輪・香典・祝儀などを出すこと、設立目的により行う行事などに関する寄付以外の寄付をすること⑪答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などのあいさつ状を出すことなど

**問い合わせ** 市選挙管理委員会事務局(総務課内)☎2221